

令和3年12月17日
こ保運第1424号

各保育・教育施設設置者様
施設長・園長様

横浜市こども青少年局
保育・教育運営課長

新型コロナウイルス感染症対策補助金に係る消費税及び地方消費税の
仕入控除税額の報告及び返還について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日まで）に横浜市から交付を行った新型コロナウイルス感染症対策補助金について、消費税及び地方消費税の仕入控除税額の報告書の提出を依頼します。

また、報告書等により報告金額を確認し、返還金がある場合には、本市から納付書を送付しますので、返還を行っていただきますようお願いいたします。

なお、返還金がない場合についても、報告書等の必要書類の提出は必要ですので御注意ください。

1 報告書提出期日及び提出先

- (1) 提出期日 令和4年1月14日（金）
- (2) 提出方法 Eメールで提出
- (3) 提出先 kd-covid19-shiire@city.yokohama.jp
本通知を送付したメールに返信してください。

2 対象となる補助金

- (1) （令和元年度分）横浜市児童福祉施設等による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金
【交付決定日 令和2年3月31日（こ保運第4286号）】
- (2) （令和2年度分）横浜市児童福祉施設等による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金
【交付決定日 令和2年10月20日（こ保運第2887号）】
- (3) （令和2年度追加分）新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金
4つのうちいずれか
【交付決定日 令和2年12月14日（こ保運第3583号）】
【追加交付決定日 令和3年1月20日（こ保運第3899号）】
【追加交付決定日 令和3年1月25日（こ保運第4124号）】
【追加交付決定日 令和3年2月3日（こ保運第4281号）】

（次頁へ続く）

3 提出書類

(1) 【必須】仕入控除税額報告書

対象となる補助金ごとに作成してください(最大3枚)

(2) 【必須】仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類(別紙1)

返還金の有無によって使用する様式が異なります。

(3) 【消費税確定申告のある場合のみ】課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)

(4) 【消費税確定申告のある場合のみ】課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)

提出書類(1)及び(2)は、ダウンロードすることができます。

トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>子ども・子育て支援新制度への移行案内>横浜市から施設・事業者のみなさまへのお知らせ (https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/shisetsu_oshirase.html)

4 報告書成上の注意点

(1) 令和元年度分、令和2年度分、令和2年度追加分は、それぞれ様式が異なるため、御注意ください。

(2) 別添の「返還額の有無判断フロー」や「記入例」を御参照のうえ、作成を進めてください。

(3) 消費税の確定申告の有無や納税額の計算方法等の消費税自体の内容についての質問は、横浜市ではお答えできません。管轄の税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページ内のタックスアンサー (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/shouhi.htm>)等を参照してください。

(4) なるべく、お問い合わせは、電子メールでお送りください。

5 補足

補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額に関する制度の概要については、横浜市のホームページ (<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/somuka/20170531174338.html>) に掲載しておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

トップページ>市の情報・計画>横浜市について>市の組織>こども青少年局の紹介>その他>総務課>補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額について

担当	こども青少年局保育・教育運営課 五十樓、柳沢、鹿志村
電話	045-671-3564
メール	kd-covid19-shiire@city.yokohama.jp